

介護保険

問合先 介護保険課

介護保険施設における
負担限度額が変わります

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）やショートステイを利用する人の居住費・食費について、低所得の人への助成（補足給付）を行っています。

※補足給付は、世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が市町村民税非課税の場合が対象です。

令和8年8月利用分から、令和7年に支給された老齢基礎年金（満額）が826,500円になったことを踏まえ、利用者負担段階の基準額が809,000円から826,500円へ変更となりました。



令和8年8月利用分からの居住費の負担限度額（1日あたり）

利用者負担段階	課税状況等	預貯金等	ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室（※1）	多床室（※2）
第1段階	●本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 ●生活保護の受給者	単身1,000万円 夫婦2,000万円以下	880円	550円	550円 (380円)	0円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額＋非課税年金収入額＋その他の合計所得金額が826,500円以下の人	単身650万円 夫婦1,650万円以下	880円	550円	550円 (480円)	430円
第3段階①	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額＋非課税年金収入額＋その他の合計所得金額が826,500円超120万円以下の人	単身550万円 夫婦1,550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円
第3段階②	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額＋非課税年金収入額＋その他の合計所得金額が120万円超の人	単身500万円 夫婦1,500万円以下	1,470円	1,470円	1,470円 (980円)	530円 (430円)

※1…上段は特養等、（ ）内は老健・医療院等の金額

※2…（ ）内は老健・医療院等で室料を徴収しない場合の金額

※世帯や夫婦には世帯分離している配偶者や事実上の婚姻関係にある場合も含みます。第2号被保険者（40～64歳の医療保険加入者）については、預貯金等の額は利用者負担段階にかかわらず単身1,000万円、夫婦2,000万円以下の場合に対象となります。なお、生活保護受給者に預貯金等の所得要件はありません。

X（旧Twitter）で情報発信しています！～市民協働部～

泉佐野市では、市民のみなさんに親しみやすく開かれた行政をめざし、特別職および部長級職員がX（旧Twitter）で自ら情報発信しています。今月は、市民協働部 部長級職員のアカウントを紹介します。



国際交流担当理事
(兼) 国際交流課長
中西克子

https://x.com/k_na_30130



人権推進担当理事
梅本正樹

https://x.com/m_um_30131



広報公聴担当理事
福岡裕司

https://x.com/y_fu_30148



政策監（兼）
市民協働部長
木ノ元 誠

https://x.com/m_ki_30157

